

## 利率保証年金 商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名 愛称	ニッセイ利率保証年金（10年保証 / 月設定）
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. 保険の種類	有期利率保証型確定拠出年金保険
4. 商品属性	
基本的性格	<p>保険料の払込みごとに、適用する保証期間に応じて利率(保証利率)を設定し、確定利回りで運用される商品(元本確保型商品)です。</p> <p>保証利率は、毎月、保険料の払込みごとに、そのときの市中金利に応じて設定されます。 (一度設定された利率は保証期間中変更されることはありません。)</p> <p>保険料払込時(更新時)に、ご利用者の年齢が55歳以上の場合には、適用(更新)される保証期間は5年間となります。(10年間のご選択いただけません)</p> <p>毎月の保険料は自由に設定できます。(払込みの一時中断も可能です。)</p> <p>運用方法の変更に伴う、保険料の払込み、解約は自由です。 (ただし解約時には解約控除がかかることがあります。)</p> <p>運用は一般勘定で行われます。</p>
給付の方法	<p>年金もしくは一時金での受取りを選択いただくことが出来ます。</p> <p>(確定年金) 年金開始時の個人別管理資産額をもとに、一定期間一定額の年金を受取る方法です。 年金受取期間は5年・10年・15年・20年の中から選択できます。</p> <p>(終身年金) 年金開始時の個人別管理資産をもとに、終身にわたり一定金額の年金を受取る方法です。 保証期間は、5年・10年・15年の中から選択できます。</p> <p>(分割払い年金) 給付請求時の個人別管理資産額を一定期間(5～20年)に分割して受取る方法です。 給付開始後も積立期間中と同様の方法で運用を継続します。なお、受取りの際にはその時の市中金利に応じた解約控除が差し引かれる場合があります。</p> <p>(一時金) 給付請求時の個人別管理資産額が一時金額となります。</p>
保険期間	保険料の払込時から給付終了時まで
5. お申込み方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金によりお預入れができます。
拠出単位 / 拠出限度額	<p>1円以上、1円単位、上限額なし (但し、年金を選択する際には、一定額以上の個人別管理資産を要します。)</p>
6. 利率について	
利率の設定 / 適用	<p>[積立期間中] 毎月、保険料払込の都度、そのときの市中金利をもとに設定致します。 一度適用された保証利率は、保証期間満了まで変更されることはありません。</p> <p>[年金給付時] (年金商品コース) 年金支払開始時に設定します。 設定した保証利率は、途中で変更されることはありません。</p> <p>(分割受取コース) 積立期間中と同じ</p>
保証利率の適用期間	<p>[積立期間中] 保証利率の適用期間は10年です。(ただし、保険料払込時にご利用者の年齢が55歳以上の場合には、適用される保証期間は5年となります。)</p> <p>[年金給付時] (年金商品コース) 年金給付時の当初保証利率適用期間は10年となります。 以降10年毎に更新されます。(ただし、5年確定年金は5年となります。)</p> <p>(分割受取コース) 積立期間中と同じ</p>

項目	内容
6. 利率について	
保証利率適用期間満了時の取扱い	<p>【積立期間中】 原則、従前の保証期間で更新されます。(ただし、更新時にご利用者の年齢が55歳以上の場合には、新たに設定される保証期間は5年となります。)</p> <p>【年金給付時】</p> <p>(年金商品コース) 10年毎に年金利率を見直し、以降の年金額の再計算を行います。 15年確定年金の場合には5年、その他の年金は10年で更新されます。 (5年および10年確定年金は更新がありません。)</p> <p>(分割受取コース) 積立期間中と同じ</p>
7. 手数料その他の費用	<p>保証利率の提示にあたっては、保険関係費用等(契約維持等に関わる諸手数料)をあらかじめ差し引いております。</p> <p>保証期間満了前に中途解約された場合、解約控除(市場価格調整)が適用される場合があります。(解約控除については、「10. 預替え時の取扱い」をご覧ください。)</p> <p>年金を選択された場合、年金額の算定ならびに送金時において、会社所定の手数をあらかじめ差し引くことがあります。</p>
8. 配当金	<p>毎年の決算により剰余金が生じた場合、社員配当金が支払われる場合があります。</p> <p>配当金は積立期間中は個人別管理資産額に充当され、年金開始後は給付金とあわせて支払われます。</p>
9. 持分の計算方法	<p>払込まれた保険料に、適用される保証利率を乗じて計算する運用利息相当分を加えて算出されます。但し、保証期間満了前に中途解約される場合には、上記金額に所定の解約控除(市場価格調整)が適用されることがあります。(解約控除については、「10. 預替え時の取扱い」をご覧ください。)</p>
10 預替え(スイッチング)時の取扱い	<p>利率保証期間途中で、個人ごとの持分の全部または一部を解約して預替え(スイッチング)を行う場合、保証利率設定時の市場金利、および解約時の市場金利に応じて、所定の解約控除が適用されることがあります。</p> <p>適用される解約控除額がそれまでの運用利息相当額を上回り、結果として返戻金が元本を下回る場合があります。</p> <p>保証利率適用期間終了直前の1ヶ月間は解約の時は、解約控除は適用されません。</p> <p>解約控除の適用の有無及びその金額については、保証利率設定時の市場金利および解約時の市場金利により異なります。</p>
11 中途退職時の取扱い	<p>転職などにより、個人型年金や他の企業型年金へ個人別管理資産額を移換する場合には、解約控除は適用せず、その時点の個人別管理資産額を給付金としてお支払いします。</p>
12 セーフティーネット情報	<p>保険業法に基づき設定された生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)には、すべての生命保険会社が会員として加入しています。</p> <p>会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、保護機構により保険契約者保護の措置が図られることになります。この措置が図られたとしても、責任準備金および給付金が削減されるなど、契約条件が変更されることがあります。</p> <p>詳細については、生命保険契約者保護機構(TEL03-3286-2820)までお問い合わせ下さい。</p>
13 引受会社	日本生命保険相互会社

### (運営管理機関) リそな銀行

当資料は、確定拠出年金法施行規則第20条に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者の皆さまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該保険商品の勧誘を目的とするものではありません。  
当保険商品は生命保険契約者保護機構の対象商品です。